

三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課

編集／三原市人権文化センター

所在地／三原市長谷一丁目6番1号

電話／0848-66-1111

FAX／0848-66-1112

みんなで考える人権講座に参加しよう！ 「多文化共生社会の実現に向けて」

日時 10月1日（木） 10時～11時 14時～15時

ところ 三原市人権文化センター大会議室

定員 40名（先着順）、申込み不要、参加費無料

対象 主にセンター利用者（団体登録団体の構成員）

講師 三原市人権啓発指導員 池田彰夫（いけだ あきお）さん



概要 わが国でも国際化が進み、外国人在住者が増えていて、三原市も例外ではありません。しかしながら、お互いの理解不足から、偏見や差別に繋がることもあります。日本人も外国人も、良き隣人として、それぞれの文化の違いを理解し、尊重し、共に同じ社会や地域で生きていくことが求められています。

その他 午前と午後は同じ内容で行いますので、都合のいい方へお越しください。また、10月1日（木）が都合が悪い方は、1月28日（木）にも同じ内容で行いますので、そちらへお越しください。1年に1回はいずれかの講座に参加して、人権について学習していただきますようよろしくお願いします。

人権クイズ

Q 人権文化センターの設置目的が規定してあるのは、次のどの法令でしょう？

- 1 同和対策事業特別措置法
- 2 すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例
- 3 三原市人権文化センター設置及び管理条例

解説 A 3 三原市人権文化センター設置及び管理条例

センターの設置目的は、条例には、
①人権啓発の推進 ②地域福祉の向上
と規定してあります。
文化・スポーツ活動などの地域交流事業と
人権啓発事業はセンターという車の両輪で、
どちらが欠けても前には進みません。

人権相談

人権相談員が相談をお受けします。

相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

◇とき 土・日・祝日を除く10時～16時

◇ところ 三原市人権文化センター

◇電話 0848-66-1111



人権のひろば



「企業における人権(その6)」について紹介します。

【一般事業主行動計画の策定・届出】

一般事業主行動計画とは、会社が従業員の仕事と生活の調和を図り、誰もがより働きやすくするために、会社が個別に定める計画のことです。

計画では、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援や、女性の活躍推進支援など、会社の状況に応じた行動計画や、子育てをしていない従業員も含めた労働条件の整備などに取り組むために

(1)計画期間 (2)目標 (3)目標達成のための対策及びその実施期間
を定めるものです。

常時雇用する労働者が101名以上の企業には、計画の策定・届出、公表・周知が義務づけられます。公表はイメージアップにつながるほか、必要に応じて計画を修正することで、職場改善につながります！

※令和7(2025)年4月1日からは、育児休業等の取得状況や労働時間の状況把握、改善すべき事情の分析をすることが義務づけられています。

★きょうは何の日？ 9月 人権カレンダー

9月10日 世界自殺予防デー

2023年に、世界保健機関(WHO)と国際自殺予防学会(IASP)が共同で開催した、世界自殺防止会議の初日を世界自殺予防デーとして決意表明(宣言)された日です。

日本では、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。